

JA あいち中央 産直ポイント制度 会員規約

(目的)

本規約は、JA あいち中央「産直ポイント制度」会員（以下「会員」という。）とあいち中央農業協同組合（以下「当組合」という。）との間で、当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、JA あいち中央「産直ポイント制度」（以下、「ポイント制度」という。）に関する取扱いを定めたものです。

第1条 会員（会員定義）

会員は、本規約をご承認のうえ、当組合所定の方法により会員登録を行い、当組合が登録を承認した個人をいいます。

なお、会員は会員登録にあたり、本人に関する真実かつ正確な情報を登録するものとし、本人以外の情報または架空の情報を登録してはならないものとします。

第2条 デジタル会員証の利用

(1) (デジタル会員証)

当組合は、第1条の会員に対し、デジタル会員証（以下、「会員証」という。）を提供します。

会員は、当組合が指定する方法により会員専用ページへアクセスし、会員証を提示して産直ポイント制度を利用できるものとします。

(2) (会員証の使用等の制限)

会員証は、会員証に表示された会員本人のみが利用できるものとし、本人以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

また、同一人による会員証の複数取得および使用は禁止します。

(3) (不正利用禁止)

会員証の不正取得、複製、譲渡、共有をしてはならないものとします。

また、その他行為を含む会員の行為について、当組合が不正利用と認めた場合、会員証の資格停止、ポイント失効等その他必要な措置を行うことができます。

(4) (利用端末)

会員は、自己の責任と費用において、ポイント制度を利用するために必要な通信機器、スマートフォン、通信環境等を準備するものとします。

第3条 ポイントの付与と残高確認

(1) (ポイントの付与方法)

ポイントは当組合の店舗等での取引時に会員証の提示または当組合所定の方法により付与し、次回取引より使用可能となります。

(2) (ポイントの付与基準)

付与されるポイントの内容および取扱いは、当組合所定の「産直ポイント制度ポイント付与基準表」のとおりです。

ただし、「産直ポイント制度ポイント付与基準表」は当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

また、当組合はその他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとします。

(3) (ポイント残高の確認)

ポイント残高は、レシート又は会員証画面、KIOSK 端末にてご照会いただけます。

第4条 ポイントの使い方等

(1) (ポイントの使用)

会員が獲得したポイントは、当組合所定の方式により使用することができます。

ただし、使用方法については、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

(2) (会員証提示)

ポイントを使用する際、会員は会員証を提示するものとします。

(3) (現金との引換)

如何なる場合もポイントは現金との引換はできません。

(4) (返品・取消時の処理)

会員が購入した商品およびサービスを、会員の都合により返品・取消する場合は、返品時等に会員証を提示するものとします。その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当は加算、付与したポイント相当は減算いたします。

(5) (ポイント残高がマイナスの場合の扱い)

第4項によりポイントが減算されてポイント残高がマイナスとなった場合は、マイナス相当分を現金にて清算させていただく場合があります。

(6) (ポイント制度の一時停止)

通信障害、システム保守、災害、その他やむを得ない事由により、本サービスの全部または一部を停止する場合があります。

第5条 ポイントの譲渡等（ポイントの譲渡等の制限）

会員が保有するポイントは、他人に譲渡・貸与することはできません。

第6条 ポイントの有効期限（ポイントの有効期限）

ポイント残高は、最後にポイントを付与又は使用した日から2年間経過後に失効します。

また、当組合が別途定める有効期限を設定し付与したポイント（期間限定ポイント）は、有効期限経過後に自動的に失効するものとします。なお、期間限定ポイントの有効期限は、付与時等に当組合が定めた方法により会員に通知します。

その他、当組合が必要と判断した場合には、有効期限に限らず、ポイント残高を失効する場合があります。

なお、失効したポイントは、理由の如何を問わずポイントの再付与、補償を行わないものとします。

第7条 会員証の管理

（1）（ログイン情報管理）

会員は、会員証の利用に必要なID・パスワード等のログイン情報を厳重に管理するものとします。

（2）第三者利用

ログイン情報の漏洩、端末盗難その他の事由により第三者がポイントを利用または、会員証を用いて事業利用をした場合であっても、当組合は一切責任を負いません。

（3）（不正な利用等）

当組合は、以下のいずれかが該当する場合、会員証の資格停止、ポイント失効等その他必要な措置を行うことができます。

- ①不正な方法により会員証を取得し使用した場合
- ②会員証が改竄、偽造又は変造されたものである場合
- ③その他、当組合が不正利用と認めた場合

第8条 会員資格の取消・喪失（会員資格の取消・喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当組合は会員への通知なく会員資格を喪失できるものとします。なお、会員資格を喪失したとき、ポイント残高はすべて失効するものとします。

- ①最後にポイントを付与又は使用した日から2年間を経過した日が属する年度末
- ②本規約に違反したとき
- ③会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき
- ④同一人による会員証の複数取得および使用が確認されたとき
- ⑤会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認めら

れるとき

⑥会員が組合の事業、施設の利用にあたり暴力団等反社会的勢力を同伴し、又は暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき

⑦会員が死亡したとき、又は会員が実在しないことが判明したとき

第9条 届出事項の変更（届出事項の変更）

会員は、入会時に入力した会員の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに会員証情報の変更手続きを行うものとします。

また、情報の変更にあたり、本人に関する真実かつ正確な情報を登録するものとし、第三者の情報または架空の情報を登録してはならないものとします。

なお、変更の届出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第10条 個人情報の収集・保有・利用

（1）（会員の同意）

会員は加入にあたり、以下の第2項から第5項について同意するものとします。

（2）（情報範囲）

当組合は、当組合が以下の情報に保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。

①会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先に関する情報

②利用商品やサービスの種類、契約日、取引金額、期日等の利用、取引に関する情報

（3）（利用目的）

当組合は、第2項の情報を以下の目的で利用します。

①当組合が行うポイント制度の運用や研究、開発

②当組合が取扱う経済・信用・共済等の各事業および付随するその他の商品・サービスに関する提案や案内、およびこれらの研究や開発

（4）（法令等に基づく情報提供）

当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続、又は監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

（5）（個人情報の委託）

当組合は、本規約に基づくポイント制度の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第11条 退会（退会）

会員は、自身で退会手続きを行うことで、随時退会で

きるものとします。退会により会員資格を喪失し、会員証のポイント残高は消滅するものとします。

第12条 規約の変更

(1) (規約の変更)

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。
変更内容は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

なお、本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。

(2) (ポイント制度の運用の中断・終了)

ポイント制度の運用は、当組合の都合により中断又は終了することがあります。
その場合は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

(3) (規約変更等による免責)

第1項または第2項により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当組合は一切の責任を負いません。